

## 各論について、事前説明でいただいたコメント

(注) 本資料に掲載のキャプチャは、事前説明段階の資料案であり、第3回検討委員会で取り上げられている資料1とは若干異なります。

### 各論① 「対象とすべき森林」 ～森林の物的状況から～



- 過密状態を評価する指標は何かよいか
- 下層植生や地表の状況のほか、目視的な指標を提案できないか
- 傾斜や地質など、地形的要因から指標を提案できないか
- 過去の災害の発生状況や法指定等の状況を勘案するのはどうか

過去のご意見・ご発言等

過密状態	目視的指標	地形的要因	過去の災害・法指定
<p>■樹冠長率 ②÷①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40%以上が良いとされるが、どうするか</li> </ul> <p>■形状比 ①÷③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・80以下が良いとされるが、どうするか</li> </ul> <p>■相対幹距比 植木、河合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収量比数よりも適用範囲が広いと感じるが、樹冠長率や形状比を補完するものとして検討に加えるか</li> </ul> <p>植木、阿部 樹種や林齢の違いの考慮</p> <p>追加検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢級林分では、立木間隔の空きすぎに注意</li> </ul>	<p>■下層植生 阿部、河合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定性的な観点でよいか</li> <li>・定量的(被植率)や種類(ササ、シダ等)は本委員会では扱わないということよいか</li> </ul> <p>■地表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落葉落枝(A0)層の流出、細根の露出を一つの目安としてよいか</li> </ul> <p>若齢林(20~40年生)で下層植生の消失が顕著、ヒノキ林で顕著</p>	<p>■傾斜 阿部、河合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30度では対象が広くなり過ぎることから、例えば、40~45度あたりで差を付けられないか</li> </ul> <p>■地質</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地質図(文献)を調査することよいか</li> </ul> <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌調査や落石発生源の有無などの詳細な調査は不要としてよいか</li> </ul> <p>若齢林(~20年生)で土砂崩壊のリスクが高い</p>	<p>阿部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法指定の状況や過去の災害の履歴、地質などは「山地災害危険地区調査」において行われていることが多いことから、まずは当該データを活用することとしてよいか</li> <li>・その上で、傾斜やその他微地形は現地で概況を把握することとするまで求めるか(現地調査は必須か)</li> <li>・保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象としての優先順位を上げるべきか</li> </ul> <p>6</p>

#### ■過密状態／目視的指標

- ・特例を使うという段階では、樹冠長率や、形状比、相対幹距離比という具体的数値的根拠の必要性は理解するが、対象森林の優先順位を検討する段階で、そこまでの数値的情報を把握することを求めるのは市町村にとっては負担ではないか。成立本数を把握してくるとか、施業履歴の有無を確認する程度で十分ではないか(片山委員)
- ・樹高の測定を求めるのは厳しいか。林冠の閉鎖状態(林内の暗さ)、下層植生の有無、表土の流出状況など目視的に分かるものから取組をスタートし、森林整備を行うまでの間に数値的なものを把握していくという流れがよい(河合委員)
- ・林齢や仕立て方によっても異なるが、一般的に言うなら、樹冠長率40%や形状比80は妥当なライン。一定の幅のもった数値を示すに留め、現場毎に判断していく方がよいと思う。相対幹距比は、立木の配置が一様分布やランダム分布である必要があり、列状間伐がされたところなどでは当てはまらない。手間も考えると優先順位付けの基準に使うのは否定的。地域毎に施業体系図や収穫予想が調製されているはずなので、成立本数が林齢や地位からみて妥当なところにあるかを把握するのは良い(植木委員長)
- ・特例を使うにあたり、目視的情報からスタートするという方向でいい。樹冠長率もおおよそでいいなら、目視でも判断可能。詳細の調査は後からするにしても、樹冠長率もはじめに把握できておくといい。下層植生については樹種によっても状況が異なるし、指標にするには詳細を検討しなければならない

い（植木委員長）

- ・現地調査をしないで市町村は責任ある最終判断ができたとは言えないのではないか。対象地の設定は机上で判断することができても、管理の方針は現地の状況を確認する必要がある（品川委員）
- ・山崩れを予防するためには、林齢に見合った地上部の量があることが重要。地上部があれば、それに応じて根の量も確保される。分かりやすい指標を使えばよいが、立木密度を使うというのもひとつ。具体的な数字が必要ということであれば、収穫予想表を使うのがいいのではないか（阿部委員）
- ・下層植生について定量的に言及することは難しいが、まずは、表面浸食を防ぐためにも下層植生があるということが大事。植生の種類もひとまず何でもよい。下層植生の動向はシカの食害の影響もあるので、取り扱いは考える必要がある。A0層への言及はその通り（阿部委員）

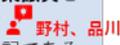
#### ■地形的要因／過去の災害・法指定

- ・郡上市では傾斜 30 度をひとつの目安としているが、他地域では 35 度としているところもある。どこを基準とするかは地域の考え方次第のように思う（河合委員）
- ・郡上市では、伐採届を受理する際や森林経営計画の認定する際には、地質図や CS 立体図から判断できる情報で事業体に指導を行っている（河合委員）
- ・現地調査で傾斜勾配を測定することは現場レベルでは行っていない（片山委員）
- ・郡上市では環境保全林の整理として地形的要因もゾーニングに反映しているが、市町村森林整備計画において、地形的要因を全市町村に検討させることは難しいかもしれない（河合委員）
- ・地形把握として既存の資料を活用することでよいと思う。市町村森林整備計画を具体化することも賛成するが、あとは、初任者が見ても分かりやすいものに仕上げていくとか、どのような情報も盛り込んでいくかを考えていく必要（植木委員長）
- ・表層崩壊と言われるような山崩れの発生頻度は、傾斜 35 度あたりではないかと思うが、過去の災害データなどから地域の地形にあった数値を基準として据えるほうがよいと思う。一概には言えない（阿部委員）
- ・山地災害危険地区の調査が県全域で行われていることが前提にはなるが、リスクの高い場所が整理されているので活用できるといい。確かに、森林経営管理制度で対応するか、治山事業で対応するのかという役割分担的な話はあると思う（阿部委員）
- ・山地災害危険地区調査の栃木県版を確認したが、有用なものであると感じた。この危険地区に指定されているところで森林経営管理法を活用しないことについて合理的な説明をすることは可能なのか（品川委員）

## 各論② 「対象とすべき森林」 ～市町村、市民の考えから～



- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することを最優先とすることでよいか
- 水源の涵養や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮されるものについて、優先順位をどのように考えるか
- 林業の振興や里山の整備を通じた間接的な農業の振興など、産業振興について、優先順位をどのように考えるか
- 不明者と共有状態となっている森林所有者のために特例を使うという考えはあり得るのか
- 市町村として事務効率を考えて優先順位を付けることは可能か

災害防止	水源の涵養など	産業振興	共有者のため
<p><b>■災害の規模</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>招く災害の規模に関わらず対応するというのでよいか</li> <li>災害の規模に応じて優先順位を考慮すべきか</li> </ul> <p><b>■被害の種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住家の倒壊、インフラの寸断、田畑への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能か</li> </ul> <p><b>追加検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害発生の蓋然性に関わらず関与することを前提としても、市町村はどの程度のアンテナで「災害が起こるかもしれない」と認識すべきか</li> <li>例えば、森林の物的状況から優先順位を付けつつ対応することで差し支えないと言えるか</li> </ul>	<p>機能発揮に直ちに影響がないとしても、積極的に関与することは可能か  河合</p> <p>災害防止の観点と比べ優先順位を下げるべきか</p> <p>矛盾？</p>	<p>一義的な目的を林業振興とすることは可能か  野村、品川</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一義的な目的を左記であると説明できれば、林業振興も可能か</li> <li>一義的な目的が左記であると説明できれば、法の目的外である農業振興も可能か</li> </ul> <p>一体的な施策の実施に留まるのか</p> <p>所有者不明森林における木材生産もあり得るのか</p> <p>いずれにしても、優先順位をどのように考えるか</p>	<p>明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断は可能か</p>
			<p><b>事務効率</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務効率も踏まえ、市町村がやりたいところからやるという優先順位の付け方はあっていいのか</li> </ul>

7

### ■災害防止／水源の涵養

- ・どちらかと言えば、災害防止が優先されるのだろうが、災害防止の目的が他の目的よりも常に上に位置づくというものでもない。ケースバイケースであろう（野村委員）
- ・所有者不明森林が放置されたとしても水源としての機能には問題ないということであるならば、水源涵養機能の発揮について優先順位を下げるということもあり得る（野村委員）
- ・災害の危機が逼迫している状況なら、災害防止の目的の優先順位を上げるということもあり得る。また、災害の規模にかかわらず、保護法益として、生命身体>財産の優先順位であることは明らかである（品川委員）
- ・水害の発生などの危機が逼迫していない状況であっても、公益的な目的ということで、水源涵養機能の発揮に対しても積極的に対応することが肯定される（品川委員）
- ・教科書でも学術誌でもいいが、何点か一般的に言われていることは示せる資料があった上での取り組みであると説明がしやすい（品川委員）
- ・土砂災害と洪水の発生要因はオーバーラップするところがあるなど、災害防止と水源涵養機能の発揮は一体的に対策をしていくものではないか。産業振興にも使えるという見解も理解するが、それでも、人命や財産に関わる事項について優先的に取り組むべきではないかと思う（植木委員長）
- ・土砂災害も洪水も災害であることに違いはないし、どちらも森林を健全な状態としておけば防げるもの。そのように考えると、どちらを優先するというものでもない（阿部委員）

## ■産業振興

- ・法の目的に、林業経営の効率化も掲げられているので、林業振興のために使うということは当然に可能。このことは、特例措置を活用する場面でも同様（野村委員）
- ・所有者不明森林が阻害要因となっていて周辺の森林利用が進まないということに対しても特例措置を使っていくという選択肢もある。すなわち、近隣の森林での民間活動のアシストをする、林業を採算ベースに乗せるために使うということもあってよい（野村委員）
- ・森林管理の適正化という目的にも沿うならば、鳥獣害防止などによって農業振興にも貢献するという目的を併せて掲げることは可能。法の目的にある「社会的諸条件」の一つとして捉えられるのではないか（野村委員）
- ・鳥獣害を防止することは広く公共の福祉に資すると言えるので可能だと思うが、説明の仕方は工夫が必要であろう（品川委員）
- ・石川県では熊の出没が相次いでおり、里山の管理が問題ともなっている。鳥獣害対策という観点も盛り込めるといい（片山委員）

## ■事務効率

- ・事務効率という考え方があってもいいと思うが、安直に「やりたいところから」という説明は望ましくない。将来的な事業の全体像をある程度イメージした上で、まず、どこから取り組むべきなのかを考えるとときには、事務効率を考える（やりたいところをまず選択する）ということはあるだろう（野村委員）
- ・事務効率は経験を積むまでの間は考えることがあってもいい。ただし、「やりたいところからやる」というのは行政の行為規範であってはならず、「やるべきところをやる」の一択である。「やりたいところだけやる、やりたくないところはやらない」は認められない（品川委員）
- ・所有者や共有者が不明であるかどうかは取組を進めて行く中で判明してくるもの。不明者の数が多数に及んでくると優先順位を下げる、取組を保留するという判断もあると思う（河合委員）
- ・林業経営者への再委託となれば、それだけの事務が必要となる。森林整備を速やかに行うという考えに立てば、市町村による切捨て間伐の実施を優先するという考え方もあるのではないか（片山委員）

## 各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」 ～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かるときは柔軟に対応するということがよいか
- 持分の過半の所有者が分からないときの対応に差を付ける（慎重とする）必要があるか
- むしろ、所有者全員が分からないときを優先して対応すべきか
- 反対する所有者が現れたときは優先順位を下げるということによいか
- 周囲の森林の所有者も分からないときは優先順位を下げるということによいか

### 持分の過半の有無

#### ■過半判明 野村、品川

- ・適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする

#### ■過半不明

- ・災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものは柔軟に対応できるとする
- ・権利侵害の程度が低いとされる山村振興・観光目的は対象としない

#### 追加検討

- ・快適な生活環境の維持目的について、どの程度  野村から権利侵害と言えるか
- ・保全対象となる人命（人数）や財産（種類）などから権利侵害の程度（評価）を細分化、順位付けできないか

### 全員不明

- ・左記に留意しつつも、所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考えはあり得るか

### 反対者あり

- ・明確に反対する者がいる場合について、対応の優先順位を下げる（対応しないことも可）とすることは合理的でないと言われるか  種木

※法16条の確知所有者不同意森林制度あり

- ・意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを考えるべきか

※詳細の検討は後年度を予定

### 周囲も不明

- ・隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難である等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることは合理的と言えるか

※共有者の一部が分かり、その者による境界の確認がとれる場合は別である

※客観的資料に基づき境界を確認できる場合は可能か

- ・境界を確認することなく、収益の分配や経費の分担を按分で行うことは避けるべきか

8

### ■持分の過半の有無／全員不明

- ・持分の過半の所有者が分かっている、かつ、その者全員が同意しているという状況であれば、心配することなく活用できる（品川委員、野村委員）。
- ・ただし、持分の過半から同意を得ているからといって、残りの探索を怠るとか、意思の確認を行わないということはしてはならない（品川委員）
- ・持分の過半の所有者が分からなくても、経営管理の必要性を説明できるのであれば、制度を柔軟に活用する考え方でよい（野村委員）
- ・全員不明であったとしても積極的に取り組んだらいいと思う。森林を放置して所有者不明となっている段階で私有財産への保護法益を過度に考える必要はない。自信をもって取り組むといい（品川委員）

### ■反対者あり／周囲も不明

- ・明確な反対者がいるというのであれば優先順位は下がっても仕方がない。ただし、そのような場合も含めて使い得る仕組みであることは伝えてほしい（野村委員）
- ・反対する者と意思表示をしない者は別々に考えたほうがいい（野村委員）
- ・周囲の森林も含めて境界不明という状況の場合、財産管理人の選任まで視野にいれても森林経営管理法の枠組みでは収まらない話になる上、後に国土調査を実施したときの成果と齟齬のない結果を出さなければならないため、大仕事にはなる。そうだとすると、災害の恐れがある森林では取り組むべきではないか。しかし、そうでもないようであれば、優先順位が下がっても仕方がない（品川委員）

- ・災害の恐れがあるというのであれば、周囲が不明という状況であっても取り組んでほしいが、通常の場合であれば優先順位が下がっても仕方ないか（品川委員）
- ・経営管理権の設定にあたって、筆界が特定されていることを求めるものなのか。境界が確定していることは望ましいが、そうでないとしても、権利を設定する方向性を考えたほうがいい（野村委員）

## 各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～森林の物的状況から～



- 木を伐って持ち出す（売りに出す）搬出間伐について、どこまでが合理的と言えるか
- 定性間伐に代えて、列状間伐とすることについて非合理と言われる場合はあるか
- どのくらいの期間について管理すること（何回の間伐を実施すること等）が合理的と言えるか

### 搬出間伐

- 伐採木を残したくない
- ・地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等を考慮し、搬出間伐を選択することは合理的としたい
- ・上記の場合でも、無理に搬出すると経費が掛かり増しになるから、切り倒したままにすることは不合理となるか
- むしろ伐りたい
- ・形質の悪い木を伐っただけでは間伐の効果が不十分なので、価値のある木も伐採することは合理的としたい
- ・経費負担が下がるので、積極的に価値のある木を伐ることとするのは不合理か



### 定性・列状間伐

- ・森林の物的性質を考えると、伐採方法の選択としては定性間伐としておけば合理的であるということを前提としたい
  - ・その上で、列状間伐などの伐採方法の簡素化も合理的と言えるケースも多々あると思われるので、例外的に列状間伐などが否定されるケースを整理することとしてはどうか（体系的に記述することも困難と想定されることから、Q&A形式を想定）
- 【一例】
- ① 急傾斜地は避ける
  - ② 超過密林は避ける
  - ③ 2回連続はしない 等



### 存続期間

- ・不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による継続的な管理にニーズもあると考えられるが、以下は不合理か
- ① 間伐を1回実施すれば一定程度の効果がみられるので、最低限の期間として存続期間は5年とし、期間満了後は権利の継続を考えない
  - ② 間伐を2回実施する（20年程度預かる）ことか最適と考えるが、市町村としては負担なので1回分で留めた
  - ③ 通常の場合は存続期間を10年とし、間伐を実施した後も巡視し、経過を見届けることとしているが、長期間預かることに不安があるので5年に留めた

### 追加検討

- ・森林の状況に応じて適切な伐採をすることは前提としつつも、伐採量（とりわけ上限量）について留意すべき事項はあるか
- 【一例】
- ① 管理行為として行うものであるから、資産価値（資源の量又は質）は維持される範囲に留めるべきか
  - ② 変更行為とも捉えかねないが、場合によっては、資産価値（資源の量や質）の低下を招くことは許容されるか  
→その場合とは？ 

※詳細の検討は後年度を予定 9

### ■搬出間伐

- ・所有者不明の森林の状況や周辺の状況も踏まえながら、現場が搬出間伐を実施すると決めたのであれば、それでよいと思う。切捨て間伐がいいのか、搬出間伐がいいのかは現場がよく分かっているものであって、現場の考え方を尊重する（品川委員）
- ・市町村が搬出間伐を実施するという選択肢は考えていない。伐採木を残すとしても、片付け工程まで実施すれば特段の問題は生じないと認識（片山委員）
- ・搬出間伐を実施するなら林業経営者への再委託。伐倒木を残すとしても、谷に向かって伐倒しないとか、伐採木がずり落ちないように切り株をハイスランプにするという方法もあるのでは（河合委員）
- ・搬出間伐を実施するにあたっては、CS立体図を見て、崩壊地がないか、0次谷に作業道を通す計画にしているかなどを事前に確認するし、地表にしわが寄っているとか、立木が傾いているなど、地面が動いていないかなども現地を確認するようにしている（河合委員）
- ・経費負担を減らすために搬出間伐を選択するという考え方は順位が低い。搬出間伐をしてはならないときというの整理することが必要（植木委員長）
- ↑「搬出間伐をしてはならないとき」というのはどのような状況なのか、教えてほしい（品川委員）
- ・高性能林業機械による森林整備が主流となり、作業道の付け方が問題となっている。斜面を切る量を少なくするとか、注意しなければならない点を整理する必要がある（阿部委員）

## ■定性・列状間伐

- ・列状間伐も取り得る選択肢として位置づけておくべき。その上で、急傾斜地であるとか、地すべり地、崩壊地、水が地表面を走るような火山灰土壌の土地では列状間伐は避けたほうがいい。このような反対の例示を掲げることはいい（植木委員長）
- ・例示されているケースでは列状間伐は避けたほうがいいだろう（阿部委員）

## ■存続期間

- ・1回管理してそれで充分というのであれば存続期間を短くするということはあるかもしれないが、持続性をもって管理するほうが望ましいのではないか。存続期間を短くして、繰り返し特例を使うというのも大変だろう（野村委員）
- ・一般論としては存続期間を長くすることがよいと思うが、市町村が森林の状況から合理的に判断したことであれば、短くするという判断も尊重していい（品川委員）
- ・市町村は長期間の管理を嫌うのではないか。管理に必要な期間は市町村の判断に任せればいいと思う（片山委員）
- ・周りの森林の管理と一体的にやっていくものであるから、周りの通常集積計画と同様の存続期間に設定すると思う（河合委員）
- ・継続して管理していくという考え方に賛成する（植木委員長）